

○北海道警察本部公正入札調査委員会の事務処理について

令和4年3月29日

道本会第4197号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
北海道警察本部公正入札調査委員会規程（平成12年警察本部訓令第17号。以下「訓令」という。）に基づく北海道警察本部公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の運営等について、次のとおり定め、令和4年4月1日から実施することとしたので、適正な事務処理に努められたい。

なお、「北海道警察本部公正入札調査委員会の事務処理について」（平31. 3. 15道本会第3698号）は、令和4年4月1日付けで廃止する。

記

1 趣旨

訓令第10条の規定に基づき、委員会の運営を適正かつ円滑に行うため必要な事項を定めるものとする。

2 事務の処理

(1) 庶務担当係

ア 委員会の庶務を担当する係（以下「庶務担当係」という。）を警察本部の会計課調度係、施設課契約係及び装備課車両係に置くものとする。

イ 庶務担当係は、委員会開催に係る事務を行うものとする。

(2) 会議（第6条関係）

「必要と認める者」とは、談合に関する情報を直接入手した者、談合に関する情報の対象となる競争入札等の参加者から事情聴取を行った者等をいう。

(3) 書記（第7条関係）

書記は、庶務担当係の担当課長補佐をもって充てるものとする。

(4) 審議の内容の記録等（第8条関係）

ア 書記は、委員会の審議内容について議事録（別記様式）を作成するものとする。

イ 「審議に用いた資料」とは、談合情報を受理した機関から送付された談合情報報告書及び事情聴取書並びに新聞、雑誌等の関連記事等をいう。

別記様式

公正入札調査委員会議事録

1 開催日時 年 月 日 時 分から 時 分まで

2 開催場所

3 出席委員

委員名	委員名

4 説明員

委員名	委員名

5 書記

所属・職・氏名

6 委員の確認

所属・職・氏名

7 審議事項及び審議内容

審議事項	
審議内容	

注1 「審議事項」欄は、「〇〇警察署の車両用燃料購入に係る制限付一般競争入札」等と記載する。

2 審議内容については、適宜別紙を使用して差し支えない。

3 規格は、A列4番縦長とする。